

お問い合わせ先

■ 受動喫煙対策に係るコールセンター（厚生労働省設置）

電話番号 **0120-251-262**（受付時間 9:30～18:15（土日・祝日は除く））

- ・受動喫煙対策に関するご質問・ご意見等を承るコールセンターです。
- ・主に健康増進法の一部を改正する法律に関するご質問・ご意見等を受け付けています。

■ 岡山県内の施設に係る相談

健康増進法に係るお問い合わせ先は、下記のとおりです。

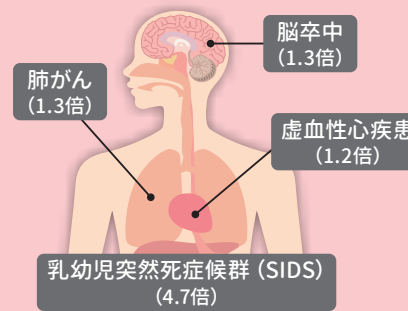
なお、岡山県受動喫煙防止条例や県の施策に係るお問い合わせは、県保健所・支所または岡山県健康推進課をお願いします。

施設の所在地	お問い合わせ先		
岡山市	岡山市保健所	〒700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1	TEL: 086 (803) 1263 FAX: 086 (803) 1758
倉敷市	倉敷市保健所	〒710-0834 倉敷市笹沖170	TEL: 086 (434) 9820 FAX: 086 (434) 9805
玉野市、瀬戸内市、吉備中央町	県保健所・支所	備前保健所	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17
備前市、赤磐市、和気町		備前保健所東備支所	〒709-0492 和気郡和気町和気487-2
総社市、早島町		備中保健所	〒710-8530 倉敷市羽島1083
笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町		備中保健所井笠支所	〒714-8502 笠岡市六番町2-5
高梁市		備北保健所	〒716-8585 高梁市落合町近似286-1
新見市		備北保健所新見支所	〒718-8550 新見市高尾2400
真庭市、新庄村		真庭保健所	〒717-8501 真庭市勝山591
津山市、鏡野町、久米南町、美咲町		美作保健所	〒708-0051 津山市椿高下114
美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村		美作保健所勝英支所	〒707-8585 美作市入田291-2
-		岡山県健康推進課	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

受動喫煙による健康影響

受動喫煙によってリスクが高まる病気*には肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群（SIDS）があります。*因果関係を推定する証拠が十分（確実）な病気
全国で年間約 15,000 人が、受動喫煙を受けなければ、これらの疾患で死亡せずに済んだと推計されています。

受動喫煙によってリスクが高まる病気



() … 受動喫煙を受けている者が、受けていない者に比べ、病気になるリスクが何倍か

出典：「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」
国立がん研究センターがん情報サービス

加熱式たばこは？

加熱式たばこは、たばこ葉やたばこ葉を加工したものを、燃焼させずに電氣的に加熱し、エアロゾル（霧状）化したニコチンと加熱によって発生した化学物質を吸入するタイプのたばこ製品です。

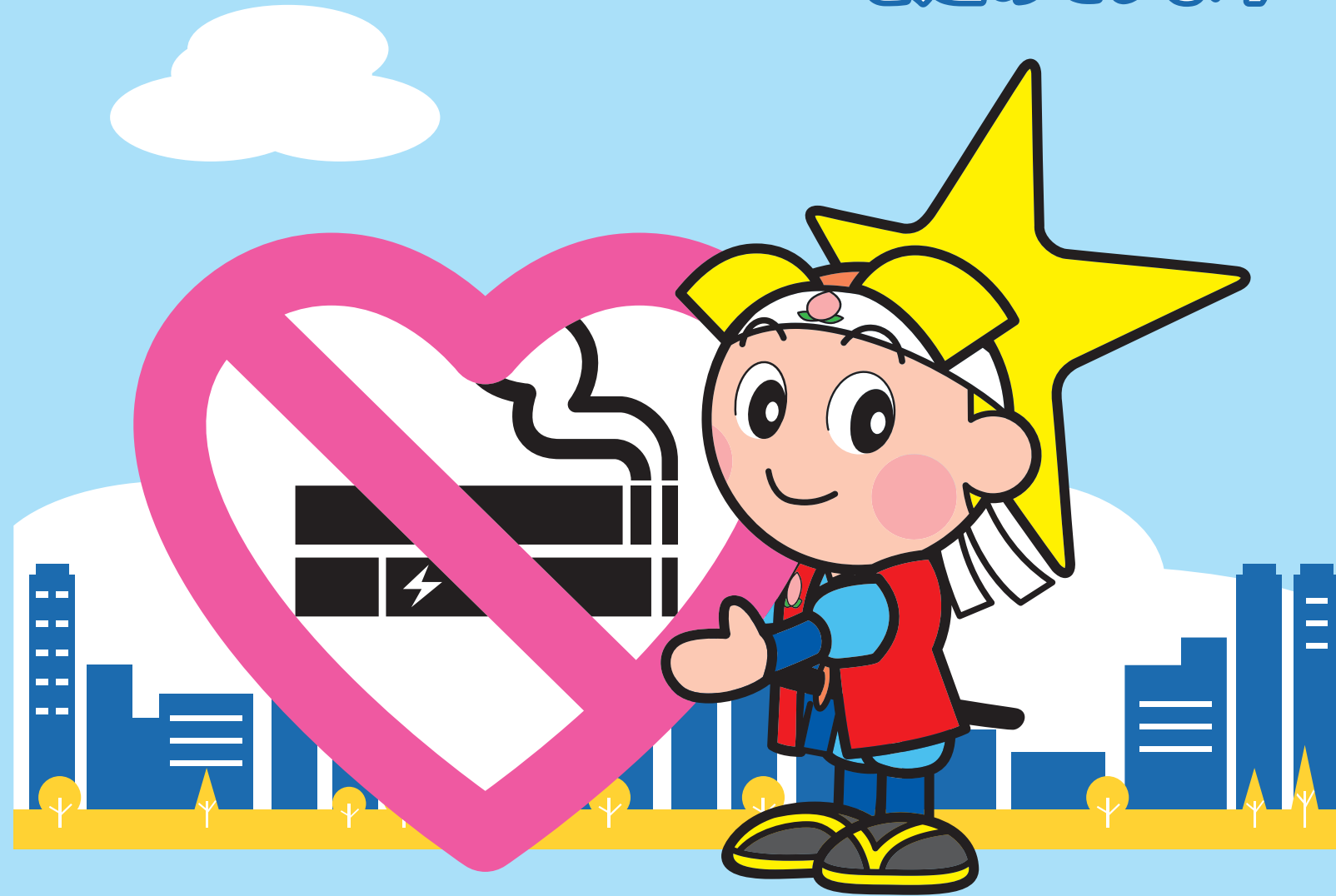
販売開始からの年月が浅いため、長期使用に伴う健康影響は明らかになっていませんが、**喫煙者と受動喫煙者の健康に悪影響を及ぼす可能性が否定できない**と考えられています。

喫煙する際の配慮義務について

喫煙（加熱式たばこも含む）する際には、望まない受動喫煙を生じさせることがないように、周囲の状況に配慮しなければいけません。
呼吸器疾患の患者さんなど、たばこの煙に大変弱い方もいらっしゃいます。喫煙する際は、周囲への配慮をお願いします。



岡山県は 受動喫煙防止条例 を定めています



■ 県、県民、事業者及び管理権原者が、

望まない受動喫煙の防止に関する取組を推進し、

県民が健康な生活を送ることができる社会の実現を目指すことを目的とした条例です。

- 健康増進法（改正法）で店内のすべてを喫煙可能室にできる**既存の経営規模の小さな飲食店（既存特定飲食提供施設）**について、従業員が受動喫煙にさらされることを防ぐため、従業員を雇用している場合、**店内すべてを喫煙可能室としない努力義務を定めています。**

※既存の経営規模の小さな飲食店…2020年4月1日時点で営業しており、個人又は資本金5千万円以下の（既存特定飲食提供施設） 会社が経営する客席面積が100㎡以下の飲食店

岡山県

望まない受動喫煙を防ごう!! 2020年4月1日から たばこに関するルールが変わっています!

※受動喫煙…他人のたばこの煙を吸ってしまうこと

各種喫煙室の標識はこちら

喫煙専用室等を設ける場合、標識を掲示する義務があります。吸う人も吸わない人も、標識を確認してお店を選ぶことができます。



健康増進法(改正法)の概要

2020年4月1日、健康増進法の一部を改正する法律が全面施行されました。改正法は、望まない受動喫煙の防止を図るため、特に健康影響が大きい子ども、患者の皆さんに配慮し、多くの方が利用する施設の区分に応じ、施設の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、管理権原者が講ずべき措置等について定めたものです。これにより多くの人が利用する全ての施設において、喫煙するには各種喫煙室の設置が必要となります。

岡山県受動喫煙防止条例の概要

健康増進法(改正法)で店内のすべてを喫煙可能室にできる既存特定飲食提供施設について、従業員が受動喫煙にさらされることを防ぐため、従業員を雇用する既存特定飲食提供施設に対し、店内すべてを喫煙可能室としない努力義務を定めています。

- 県は、望まない受動喫煙の防止に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。
- 事業者及び管理権原者は、望まない受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう協力してください。
- 県民は、受動喫煙が人の健康に及ぼす悪影響について理解を深め、県が実施する望まない受動喫煙の防止に関する施策に協力してください。

健康増進法(改正法)の概要と岡山県受動喫煙防止条例のイメージ

類型	該当する施設	原則	例外的に設置できる喫煙場所
第一種施設	学校、児童福祉施設等	敷地内禁煙	「特定屋外喫煙場所」 (要件) ① 喫煙場所が区画されていること。 ② 喫煙場所である旨を記載した標識を掲示すること。 ③ 施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること。
	病院、診療所、薬局等		
	行政機関の庁舎		
第二種施設	第一種施設及び喫煙目的施設以外の多数の者が利用する施設 事業所、工場、小売店、飲食店、宿泊施設 など	屋内禁煙	「喫煙専用室」 ・屋内の一部に設置できる ・紙巻き・加熱式ともに喫煙可能 ・喫煙しかできない 「指定たばこ専用喫煙室」 ・屋内の一部に設置できる ・加熱式たばこしか吸えない ・喫煙以外のこと(飲食等)もできる
	既存特定飲食提供施設 次の要件をすべて満たすこと ・2020年4月1日時点で営業している飲食店 ・個人又は資本金5千万円以下の会社が経営 ・客席面積100㎡以下	同上	【特例(経過措置)】 ※別に法律で定める日までの間(現在定めなし) 「喫煙可能室」 ・屋内の全部または一部に設置できる ・紙巻き・加熱式ともに喫煙可能 ・喫煙以外のこと(飲食等)もできる 【条例で対策】 「屋内の全部」を喫煙可能室としないよう努める(2020年10月施行) 「屋内の全部」を喫煙可能室とした場合、従業員が受動喫煙にさらされる
喫煙目的施設	公衆喫煙所 喫煙を主目的とするバー等・たばこの販売許可が必要 店内喫煙可能なたばこ販売店	同上	「喫煙目的室」 ・屋内の全部または一部に設置できる ・紙巻き・加熱式ともに喫煙可能 ・喫煙以外のこと(飲食等)もできる
罰則			施設管理権原者等…50万円以下の過料 喫煙者…30万円以下の過料

第一種施設には、子どもや患者等に配慮すべき施設があげられているよ!

岡山県では、従業員が受動喫煙にさらされないよう条例で定めているよ!

	標識	店舗の入口での掲示	できること	設置範囲
喫煙専用室			喫煙が可能 飲食等不可	施設の一部に設置可
専用喫煙室 指定たばこ			加熱式たばこのみ喫煙可能 飲食等可能	施設の一部に設置可
喫煙可能室			喫煙が可能 飲食等可能	施設の全部又は一部に設置可 ※既存特定飲食提供施設のみ
喫煙目的室			喫煙が可能 飲食等可能	施設の全部又は一部に設置可 ※喫煙目的施設のみ
その他の標識			20歳未満の方が立入禁止の場所に掲示されます。喫煙できる場所は、いずれも20歳未満の方立入禁止です。	

法律上、標識掲示の義務がない禁煙施設に、岡山県から標識(ステッカー)の配布をしています。

禁煙宣言施設

屋内禁煙表示を進めていくため、屋内の禁煙宣言をした施設に禁煙表示ステッカーを配布しています。



禁煙宣言



敷地内全面禁煙実施施設認定制度

敷地内をすべて終日禁煙にしている施設を認定し、認定証(ステッカー)を配布しています。

